

2007 年 8 月 31 日

企業会計基準委員会御中

今村 猛
(公認会計士)「金融商品に関する会計基準（案）」及び
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
に対するコメント

要 約

1. 有価証券とデリバティブ以外の金融商品の時価の開示は不要だと思います。
適用指針（案）の開示例のような時価と称する評価額の開示は財務報告の利用者には有用とは思われません。むしろ一般投資家をミスリードするのではないのでしょうか。
2. 開示例に非現実と思われる時価の算定方法があります。また、算定方法を適用指針（案）本文に取り入れて、その根拠を「結論の背景」で明らかにしていただきたいと思います。
3. 債務の時価についての説明（第 33 項）に問題があると思われます。

詳 論

I. 時価の開示は不要である

1. 時価の開示は有用とは思われない—将来キャッシュ・フローの予測や企業価値の評価に役立たない—企業に無用の負担を強いることになる

金銭債権・金銭債務の時価は、貸借対照表日現在に決済又は移転したならば、と仮定した場合の評価額である。継続企業を前提にしているのにそのような仮定に立っての評価額は将来キャッシュ・フローの予測に役立たないと思われる。たとえば、1 年後に元利合計で 103 を受け取ることになっている貸付金の時価が、103 を 4%で割り引いた 99 であると開示しても、1 年後に実際に受け取るのは 103 である。99 を開示したからといって、1 年後のキャッシュ・フロー103 の予測が容易になるわけではない。

借入金などの金銭債務の時価情報の注記について、「金銭債務の時価を注記することは・・・、また、当該企業の資金調達活動の一端を外部に示すことになるため意義がある・・・(適用指針案第 10 項)」という意見がある。この意見では、上述の例について資金調達活動の一端を具体的にどのように示すことになるのだろうか。現実にはほとんど意義がないと思われる。

また、企業価値の評価にも役立たないと思われる。企業価値は個々の資産負債の時価の合計とは違うからである。

以上の観点から、時価開示のための企業の負担とその効用を比較すると前者の方が大きいと思われる。

2. 一般投資家をミスリードする可能性が高い

前述の貸付金の例では、100 の貸付金の時価が 99 であると開示されると、会計の知識

が乏しい一般投資家は貸付金が目減りしていると誤解するのでないだろうか。借入金についても同様のことが言える。

Ⅱ. 適用指針（案）参考（開示例）の個別の問題点

1. 長期貸付金—製造業（2）の場合

- (1) 貸付金の決済又は移転の場合の取引価格（時価）は、現債権者の見積もりによる利子率だけで決まるわけではない。

開示例：「・・・そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした金利で割り引いた現在価値によっています。」

たとえば、企業 A が有する貸付金の元本 100、返済期日 1 年後（当初貸付は 9 年前）、固定利率 3%、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした金利が 4% とすると、開示例によると、この貸付金の時価は $103 \div 1.04 = 99$ になる。企業 B にこの貸付金を移転するとしたら、企業 B はこの 99 に合意するかどうかを、自社の資金運用利回りと比較して判断するはずである。仮にその運用利回りが 4% を超えていれば、企業 B としては 99 を他に運用すれば 1 年後に 103 超の資金収入が得られるのだから、99 に合意しないはずである。つまり、この場合の 99 は企業 A の提示価格又は希望価格であって時価ではないのである。

このように、貸付金の時価はその債権の移転先の資金運用利回りにも影響されることになる。その運用利回りは個々の企業によって違うので、貸付金については個々の取引毎に取引価格が決まることになり、一般的な意味での時価はないことになる。

- (2) 将来キャッシュ・フローと元利金の合計額の異同

製造業（2）は割り引く対象を「将来キャッシュ・フロー」としているのに、金融業ではそれを「元利金の合計額」としている。現在価値に割り引く考え方からすれば、元利金の合計額を割り引くのが筋である。「将来キャッシュ・フロー」が元利金と同じ意味であれば、誤解を避けるために、「元利金の合計額」に統一することが望ましい。仮に意味が違うのであれば、その旨とその根拠を明らかにする必要がある。

- (3) 金融業との違い

金融業では営業貸付金を変動金利と固定金利に区分して、後者についてだけ時価を算定している。製造業でも同様に区分しないと首尾一貫しないと思われる。根拠があって区分していないと推察されるが、それならば適用指針（案）本文の「結論の背景」でその根拠を明らかにすることが望ましい。

2. 長期借入金—製造業（2）の場合

長期貸付金の裏返しで同様の問題点がある。

- (1) 借入金の決済又は移転の場合の取引価格（時価）は、現債務者の見積もりによる利率だけで決まるわけではない。

開示例：「これらの時価については、元利金の合計額を、新規に借入取引を行なった場合に想定される利子率で割り引いた現在価値により算定しております。」

たとえば、企業 A の借入金の元本 100、返済期日 1 年後（当初借入は 9 年前）、固定金利 3%、新規借入の金利が 4% とする。開示例によると、この借入金の時価は、 $103 \div 1.04 = 99$ になる。

① 債権者に繰り上げ返済とした場合：債権者は 103 の時価は 99 だからということで、99 の返済に同意するだろうか。債権者は期限の利益を失うのだから、割り引くどころかむしろ利息をつけて返済してもらいたいと考えられる。少なくとも元本 100 の返済を要求するだろう。

② 企業 B に債務を移転する場合：企業 B は自社の借入金利と比較するはずである。適用指針（案）は自社と同じ信用力の第三者に引き受けてもらうことを前提にしているが、信用力が違う（特に信用力が高い）第三者に引き受けてもらうこともあるはずである。企業 B が企業 A より信用力があり新規借入金利が 3% とすると、99 を借り入れると 1 年後の元利返済額は $99 \times 1.03 = 101.9$ になる。ところが、企業 A の債務を 99 と引き換えに引受けると、1 年後の元利返済額は 103 になる。企業 B は 99 での引き受けに同意しないだろう。つまり、貸付金の場合と裏返しで、借入金の時価は移転先の借入金利にも影響されることになる。その借入金利は個々の企業によって違うので、借入金については個々の取引毎に取引価格が決まることになり、一般的な意味での時価はないことになる。

(2) 金融業との違い

金融業では長期借入金を変動金利と固定金利に区分して、後者についてだけ時価を算定している。製造業でも同様に区分しないと首尾一貫しないと思われる。貸付金と同様の問題である。

3. 営業貸付金・長期借入金—金融業の場合

固定金利の営業貸付金については現債権者の新規貸付金利で割り引いた現在価値を時価としており、長期借入金については同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としているが、製造業の場合と同様に、移転価格は貸付金については移転先の資金運用利の利回りにも影響され、借入金については移転先の借入金利にも影響されることになる。やはり一般的な意味での時価はないことになる。

III. 債務の評価について

適用指針（案）第 33 項の最後の 3 行目に「・・・ただし、この場合には、時価より大きな金額が開示されるため・・・」とあるが、このことは、自社の信用リスクを調整した利率による割引額が時価であることを前提にしているから言えることである。前述のように、債務の移転価格は自社が採用する利率によって決まるわけではない。むしろ無リスクの利子率で割り引いた金額を時価とする方が合理的と思われる。

（了）